

淡路広域水道企業団入札監視委員会議事概要書

会 議 名		令和５年度 第１回 淡路広域水道企業団入札監視委員会	
開 催 日 時		令和５年７月１４日（金） 午後２時～午後４時	
開 催 場 所		洲本市文化体育館 ２Ｃ会議室	
出席者	委 員	横田直和 委員長（関西大学法学部・教授） 片岡昌樹 委員（弁護士） 潮崎征功 委員（公認会計士）	
	企業団職員	森副企業長、辻野事務局長、東根総務課長、小畑工務課長、 坂東洲本市サービスセンター長、上田南あわじ市サービスセンター長、 高峰淡路市サービスセンター長、中來田管財担当係長、山形主任	
関係職員		－	
審議対象期間		令和４年１０月１日から令和５年３月３１日まで	
議 事 概 要		１ 開会あいさつ（委員長） ２ 議題 （１）報告事項 入札及び契約手続の運用状況（令和４年度下半期分）について → 事務局より、審議対象期間の運用状況について説明 （２）審議事項 抽出事案の審議 → 抽出委員が事前に抽出した８案件について、審議を実施 （３）次回抽出委員の選出 ３ その他 ４ 閉会あいさつ（副企業長）	
抽 出 件 数		総件数 ８ 件	（備考）
制限付き一般競争入札		２ 件	
指名競争入札		３ 件	
随 意 契 約		３ 件	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等		意見・質問	回答
		１ 運用状況報告	
		・ １者応札による入札不調は、電子入札に移行してからはなくなったのか。 ・ 入札不落、不調は増えているのか。 ・ 単価の見直しをするような動きはあるのか。	・ 令和５年度からは原則入札案件については電子入札としているので、今年度からは１者応札での入札不調はなくなる。 ・ 件数は少し増えている。 ・ 年１回単価設定をしているが、４月にも一部見直しを行っている。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	2 抽出事案の審議	
	【抽出事案①】国道 28 号線久留麻地区水道管布設替工事（2 工区） 【抽出事案説明書】	
	- 一般競争入札で応札者が 1 者しかいなかったことは仕方ないが、当初の想定では、どの程度の者が応札すると見込んでいたのか。 - 落札率が 100%に近いのはなぜか。見積り方法の妥当性についてはどうか。 - 最低制限価格で同額の入札で、くじ引きで決定したケースはあったか。 - 最低制限価格の事前公表はしているのか。	- 予定価格に応じた等級・資格基準での見込対象者数は 39 者であり、一般的な水道単独工事で敬遠されるような特殊な事情はないが、他の自治体の発注も重なる時期であるため、結果として 1 者のみの応札になったものと推察する。 - 本件の積算は、土木工事標準基準書等により歩掛が公表されており、当企業団が採用する資材単価についても、情報公開請求による開示対象となっているので、労務や資材単価の算出は難しいものではなく、適正な単価等を把握することができれば、近似した価格帯での応札も見込まれる案件と考えている。 - くじ引きで決定するケースは年に 1～2 回あるかどうかである。 - 事前公表はしていない。
	【抽出事案②】河内谷浄水場緩速攪拌機（2-1・2-2）更新工事 【抽出事案説明書】	
	8 者のうち半数を超える 6 者（1 回目：5 者、2 回目：1 者）が辞退したのはなぜか。 1 回目の入札は予定価格超過で不落となったものと思われるが、予定価格の設定が低すぎたというような事情はないのか。 - 高落札率の理由、見積り方法の妥当性についてはどうか。	1 回目の辞退理由については、手持ちの工事が多く受注することが困難、技術者・作業員等の確保が困難なためとなっている。2 回目については、1 回目の最低入札価格と大きな差があり、実行予算と合わないことから辞退したものと思われる。 - 予定価格については水道事業実務必携等に基づき算出しているが、本工事においては物価資料に掲載のない価格が多くあった。掲載のないものについては、複数者からの見積りをもとに設計単価とした。結果として 1 回目は予定価格超過となり、2 回目の応札で、落札決定となったために高落札率となった。
	【抽出事案③】新村井戸取水ポンプ更新工事 【抽出事案説明書】	
	1 度不調となり、再度、指名競争入札が行われて落札されているが、この入札で応札価格が予定価格超過であったため不調となったにもかかわらず、再度の入札の際の予定価格がこの入札における予定価格より低く設定されているのはなぜか。	発注時期の違いによる単価改訂により予定価格が低くなった。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	・ 双方の入札における指名業者の違いなど、再度の入札で落札された理由は何か。 ・ 11 者のうち半数を超える 6 者が辞退したのはなぜか。 ・ 予定価格超過のため入札不落になったとのことだが、予定価格の設定が低すぎたというような事情はないのか。 ・ 入札不落、不調が続いた時に、人・物・日数の数量を増やして、予定価格を上げるような調整をすることはあるか。 ・ 範囲を広げても指名入札のままなのか。対象を広げて制限付き一般競争入札にしないのか。 ・ 緊急性があるため指名業者を増やしたようだが、入札不落となり市民生活等に影響は生じていないのか。 ・ 今後の対応・対策についてはどうか。	・ 1 回目の入札においては、緊急性があるため、洲本市内の電気工事登録がある業者を全者指名した。結果、予定価格超過により入札不落となったため、近隣市の電気工事登録がある業者を指名し、6 者応札があり落札に至ったが、その内予定価格内の業者は 2 者であったことから、落札意欲の差が反映されたものと推察する。 ・ 辞退理由については、手持ちの工事が多く受注することが困難、技術者・作業員等の確保が困難なためとなっている。 ・ 予定価格については、国土交通省等が発行している歩掛資料等で積算しており適正な価格であると考えている。入札額が高止まりした理由については、発注時期の影響もあり、応札業者の落札意欲があまり見受けられなかったものと思われる。 ・ そのような調整はしていない。指名対象業者の範囲を広げて、再度執行する。それでも、決まらない場合は設計が適正であるかどうか見直しを行う。 ・ 制限付き一般競争入札で執行する条件については、要綱で定めている。 ・ 本工事の深井戸は渇水対策用の予備水源の 1 つであり、ダム貯留水の代替水源である。令和 4 年度は他の水源の稼働率を上げること等により、なんとか安定供給を維持することができたので市民生活等への支障はなかった。 ・ 新型コロナウイルスの影響や世界情勢の混乱等により、建設資材等の供給不足による高騰や人手不足等、不落・不調になる要因が依然としてあるので、適正な積算と早期発注に努める。
	【抽出事案④】漏水調査業務委託その 2 【抽出事案説明書】	
	・ 過去に受注実績があるとはいえ、地理的に不利な島外業者が島内業者よりかなり低い価格で落札していることをどのように評価しているか。 ・ 落札した島外業者と落札に至らなかった島内業者 3 者の入札額に開きがあるが、島内業者の価格設定が高すぎるといえることはないのか。	・ 落札業者は、現在窓口業務を主体としたお客様センター業務を請け負っていたり、過去の受注実績によりノウハウが豊富であり、配管状況にも精通しているためと考えている。 ・ 島内業者の入札額が高止まりしたのは、過去の実績などから応札意欲があまり見受けられなかったものと思われる。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	落札率が 76.09%とのことだが、予定価格の設定が高すぎるというような事情はないのか。	予定価格については、日本水道協会が発行している歩掛資料等で積算しており適正な価格であると考えている。
	【抽出事案⑤】水道用薬品購入 ※粉末活性炭 【抽出事案説明書】	
	- 物品購入の場合は業者側の業務遂行負担は少ないので、多くの指名業者が辞退するといった事態は想定しにくいと考えられるが、本件で辞退者が多くなっているのは、どのような事情によると考えればよいのか。 「昨年度執行した同案件において辞退者が多数発生したことから、履行の確保及び競争性を高めるために兵庫県内の全業者及び同案件で応札実績のある県外業者を指名」したにもかかわらず、今回は 13 者中 8 者が辞退している。指名業者を増やすこと以外の方策をとらなければ、辞退者が多数発生する傾向は変わらないのではないか。 - 大阪市や阪神水道企業団等発注の粒状活性炭に係る入札談合事件につき、令和元年 11 月に独占禁止法違反として公取委の排除措置命令等が行われている。淡路広域水道企業団発注のものは含まれていないが、この事件によって企業団の購入価格などに何か変化があったのであれば教えてほしい。 - 見積り方法の妥当性についてはどうか。	- 当企業団では、入札参加資格申請時にコード表による希望販売品目の分類登録を行っており、それに基づいて業者選定をしている。この入札では、「工業用薬品」の登録がある業者を選定しているが、この幅が広く、実際には活性炭の取扱いがなかったり、得意分野でないために辞退されるケースが見受けられる。 - 本件については、令和 2 年度は 9 者中 3 者、令和 3 年度は 11 者中 5 者という結果であったため、応札者数を上げるべく過去に納入実績のある業者を加え応札者数の向上を目指したが、13 者中 5 者となった。依然として半数以上の業者が辞退となっているが、競争性は担保されており、業者選定等については妥当であると考えている。 - 今回購入したのは、粉末活性炭であり、談合のあった粒状活性炭とは異なるものであるため、特に影響はない。 - 複数者から徴収した見積をもとに設計単価としており、妥当であると考えている。
	【抽出事案⑥】興隆寺会館周辺整備工事に伴う水道管布設替工事 【抽出事案説明書】	
	「競争入札に付することが不利と認められる」という理由で本件は随意契約となったようだが、具体的にどのような点が「競争入札に付することが不利」と考えられたのか。今回の契約予定業者以上に本件にふさわしい業者はなかったのか。	淡路市発注の興隆寺会館周辺整備工事の請負業者であるため、施工箇所が同一箇所であり、随意契約することにより工程調整等や周辺住民の生活道路の通行規制の期間についても縮減でき、工期の短縮につながると考えている。またコスト面で優れるだけではなく、総合的な現場管理や事務処理などの連絡調整が合理的であり、責任の所在が明確になることによって、工事の安全につながり、円滑かつ適切な施工の確保等「総合的に判断した上で有利」と認められたため。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	・ 随意契約で不落となる事例は、どの程度あるのか。	・ 随意契約で不落となるのは、ごく稀なことであり、過去5年間でも一例もない。新型コロナウイルスの影響による建設資材等の供給不足による高騰や、人手不足等が影響したものと考えている。
	【抽出事案⑦】下水道関連水道移設補償工事（松帆・湊23号） 【抽出事案説明書】	
	・ 「契約予定業者は、南あわじ市産業建設部下水道課発注の下水道事業（工事）の請負業者」とのことであるが、契約予定業者以外にはいないのか。 ・ 随意契約にするか競争入札にするかは金額基準によるのか。あるいは合議制でどちらにするかを決めているのか。	・ 同一箇所での施工となるので、「南あわじ市産業建設部下水道課発注の松帆・湊23号管渠布設工事の請負業者」と随意契約を締結した。 ・ 金額基準はなく、地方公営企業法第21条の14第1項各号の規定に該当し、随意契約とすべき場合に入札審査会による合議制で決定している。
	【抽出事案⑧】淡路広域水道企業団水道事業業務支援システム構築及び運用サービス提供業務委託 【抽出事案説明書】	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	・ 本件は、「その性質又は目的が競争入札に適しない」に基づき随意契約とされたようだが、具体的にどのような点が競争入札に適しないと判断したのか。 ・ 過去の契約状況はどうなっているのか。 ・ 公募型というのは、どういった方法で公示しているのか。	・ 業務等の発注に係る仕様を定めることが困難である等、標準的な競争入札の実施の手続きが確立されていない業務であり、公募型のプロポーザル方式とすることにより、金額のみでなく業務に対する意欲や資質、並びに業務提案等が優れた者を選定・審査し、随意契約とした。 ・ 平成23年から前回の請負業者と契約していた。 ・ 企業団のホームページに掲載している。
	特に無し	